

I-2 大規模小売店舗立地法の手続を行うにあたっての注意事項

- 1 市が行う公告について [要綱 6]
- 届出事項の概要の公告 [法 5-3] [法 6-3] [法 8-8] [法 9-5]
 - 大規模小売店舗廃止の届出の公告 [法 6-6]
 - 住民等の意見の概要の公告 [法 8-3]
 - 市の意見の概要の公告 [法 8-6]
 - 市の意見を有しない旨の公告 [要綱 19]
 - 市の勧告の公告 [法 9-3]
 - 市の意見及び勧告に対する届出事項変更以外の届出又は通知の公告 [要綱 20, 27]
- これらの公告は、掲示場への掲示その他適切な方法により行います。

2 届出書等の縦覧について

法等の規定による縦覧を行う場所は、次のとおりです。

縦覧場所：福山市経済環境局経済部産業振興課及び企画総務局企画政策部情報管理課

○縦覧場所や期間については、掲示場への掲示その他適切な方法により公告します。

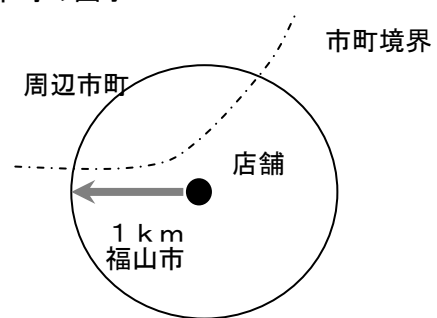
○縦覧の対象は、届出書、添付書類、指針記載事項等についての説明書等の提出された書類です。

3 周辺市町について

「大規模小売店舗の所在地の敷地境界から1キロメートル以内に区域を有する市町」を「周辺市町」と定義しています。(下図参照) [要綱 3-4]

周辺市町とは、大規模小売店舗が周辺環境に与える影響が福山市以外にも及ぶと考えられる場合、当該地域についても、生活環境への配慮が必要となるため、当該市町へも周知する等規定する箇所があり、定義したものです。

周辺市町の図示



4 大規模小売店舗立地法で使用する用語の定義

(1) 小売業

標準産業分類に定める小売業をいい、飲食業を除き、物品加工修理業（洋服のオーダー、ワイシャツの委託加工等）を含めます。

(2) 小売業を行う

物品を継続反復して消費者に販売する行為がその業務の主たる部分を占めるものをいいます。営利目的を持って行うか否かを問わないため、旧法で届出不要であった農協や生協の店舗も法では届出の対象となります。

非恒常的に店舗を開設する場合は、年間60日以内であれば小売業を行う店舗になりません。

(3) 小売業を行うための店舗

その場に客を来集させて小売業を行うための用に供される建物（土地に定着する工作物又は地下若しくは高架の工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するものをいいます。）をいいます。

(4) 店舗面積

小売業を営むための店舗の用に供される床面積をいい、店舗面積に含む範囲及び含まない範囲については、別表に記載しているとおります。

(5) 床面積

建築基準法の用語によることとし、建築物の各階又はその一部を壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいいます。

(6) 大規模小売店舗

一の建物であってその建物内の店舗面積の合計が1,000㎡を超える店舗をいいます。

(7) 一の建物

① 屋根、柱又は壁を共通にする建物（当該建物が公共の用に供される道路その他の施設部分によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分）とします。

「公共の用に供され」

- ・買物客以外の通行人が相当数を占める
- ・周辺の商店の営業時間以外（開店時刻以前又は閉店時刻以降）も通行可能である
- ・その他管理権の所在、利用形態、建設目的等から総合的に判断する

② 通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建物

※地上の建物と地下街が接続している場合については、原則として次のとおりです。

ア 地上の建物の下にある地下部分は一体として扱います。

イ 上記の地下部分からさらに地下街に直接つながっている場合には、原則として別個の建物としますが、建物の構造、営業主体、営業方針等からみて機能的に同一と認められるものは、一の建物として扱います。

③ 一の建物とその附属建物をあわせたもの

※附属建物とは、同一敷地又はこれに隣接する敷地内にある他の建物との間に、営業主体、建物の構造、商品構成、顧客の通路等からみて機能的に不可分の関係があると認められる建物をいい、所有、管理の主体が同一人であることを問いません。

(8) 大規模小売店舗の設置

新しい建物を建設して店舗面積が1,000㎡を超える場合又は既存の建物を増築して、その店舗面積を増加し、1,000㎡を超える場合及び既存の建物は何ら増築しなくとも、その全部又は一部の用途を変更し、店舗面積が1,000㎡を超える場合をいいます。

(9) 届出者

新設、変更の届出をする者は建物設置者（建物の所有者）とします。

【別表】

1 店舗面積に含む部分

部 分 名	定 義
(1)売場	直接物品販売の用に供する部分をいい、店舗面積に含む。 ショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し、顧客が商品の購入又は商品の選定等のために使用する部分（壁等により売場と明確に区切られていない売場間の通路を含む。）は、売場とみなす。
(2)ショーウインド	ショーウインドは、店舗面積に含む。ただし、階段の壁に設けられたはめ込み式のショーウインドは、店舗面積に含まない。
(3)シュールーム等	ショールーム、モデルルーム等の商品の展示又は実演の用に供する施設をいい、店舗面積に含む。
(4)サービス施設	手荷物一時預り所、買物品発送承り所、買物相談所、店内案内所その他顧客に対するサービス施設をいい、店舗面積に含む。
(5)物品の加工修理場のうち顧客から引受（引渡を含む。）の用に直接供する部分	カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品の加工又は修理の顧客からの引受（加工又は修理のための物品の引渡を含む。）の用に直接供する部分をいい、店舗面積に含む。当該部分が加工又は修理を行う場所と間仕切り等で区分されていないものであるときは、その全部を店舗面積に含む。

2 店舗面積に含まない部分

部 分 名	定 義
(1)階段	上り階段及び下り階段とも最初の段鼻（踏み面の先端）の線で区分し、踊り場及び階段と階段にはさまれた吹抜きの部分を含むものをいい、店舗面積に含まない。また、階段の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等と最初の段鼻、壁、柱等によって囲まれた部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に階段部分とみなし、店舗面積に含まない。
(2)エスカレーター	エスカレーター装置（附属部分を含む。）部分をいい、店舗面積に含まない。また、エスカレーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分及び吹抜きの部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエスカレーター部分とみなし、店舗面積に含まない。
(3)エレベーター	エレベーターの乗降口の扉の線で区分し、店舗面積に含まない。また、エレベーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエレベーター部分とみなし、店舗面積に含まない。

(4) 売場間通路及び連絡通路	壁等により売場と明確に区分された売場として利用し得ない通路、建物と建物を結ぶため道路等の上空に設けられた渡り廊下、地下道その他の連絡通路をいい、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に、店舗面積に含まない。また、上記の通路の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に通路とみなし、店舗面積に含まない。
(5) 文化催場	展覧会等の文化催しのための用に供し、又は供させる場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(6) 休憩室	客室休憩室又は喫煙室その他これに類する施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(7) 公衆電話室	公衆電話室であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(8) 便所	便所の出入口の線（専用の通路がある場合は、その出入口の線）で他と区分し、店舗面積に含まない。
(9) 外商事務室等	外商ないし常得意先に対する業務のみを行う場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(10) 事務室・荷扱い所	事務室、荷扱い所、倉庫、機械室、従業員施設等顧客の来集を目的としない施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(11) 食堂等	食堂、喫茶室等をいい、店舗面積に含まない。
(12) 塔屋	エレベーター室、階段室、物見塔、広告塔等屋上に突き出した部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。
(13) 屋上	塔屋を除いた屋上部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。
(14) はね出し下、軒下等	建物のはね出し下、ひさし、軒下等の部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、はね出し下等において、展示販売、ワゴン等による各種商品の販売又は自動販売機を設置して飲食料品等の販売を行っている部分は、売り場として取り扱うものとする。

(注) 1 間仕切りについて

間仕切りは、原則として壁、柵、扉等を固定したものとする。

2 塔屋と普通階の区別について

建築基準法施行令第2条第1項第8号により階数の算定法が定められているが、この法律の運用においては、屋上の突き出し部分が建築面積の1/8を超えている程度の場合に塔屋として取り扱うものとする。

また、上記の建築面積とは、上記施行令第2条第1項第2号の規定による「建築物（地階で地盤面上1メートル以下にある部分を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これに類するもので当該中心線から水平距離1メートル以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離1メートル後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積による。」に準ずるものとする。